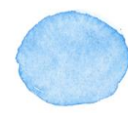
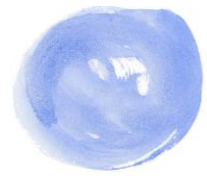
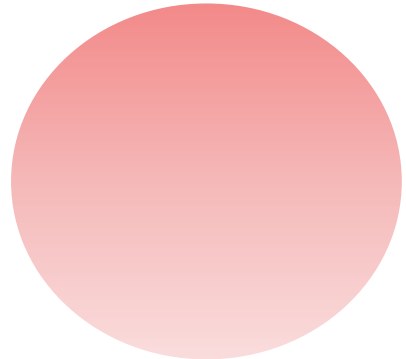


人生まるごと応援プラン

(事業抜粋)



令和5年4月
大分県杵築市

目 次

1. 事業

(1) 人生プラン	1
(2) 事業の内容	
「住む」環境整備	5
「働く」環境整備	7
「暮らす」環境整備	9
子育て支援	12
高齢者支援	15
社会教育事業〔一般〕	17
社会教育事業〔子ども〕	19
(3) 人生プラン掲載事業お問合せ先	21

1. 事業

(1) 人生プラン

太郎と花子の出会いより ~ある2人の結婚から老後までの人生プラン~

結婚

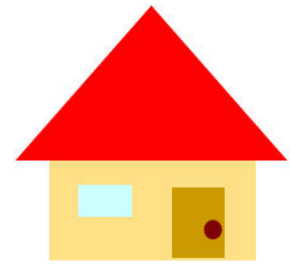
杵築太郎と大田花子が結婚。

- 婚姻届

新築

太郎の実家のある山香地域に家を新築。

- 定住促進補助金・・・P5
- ケーブルテレビ事業・・・P9



妊娠

たくさんの子どもを授かることが2人の願いでした。

- 母子手帳・妊産婦健診等受診票の交付・・・P12
- 風しんワクチン予防接種助成事業・・・P12

出産

長男、一郎が誕生。

- 出生届
- 出産費用の助成(国保)
- 市指定ごみ袋(オムツ処理用)の支給・・・P12
- 児童手当
- 子ども医療費助成事業・・・P13



育児

育児は大変ですが、一郎の笑顔ですべてが報われます。

- こんにちは赤ちゃん訪問事業・・・P12
- 子育て教室の開催・・・ P12
- 乳幼児健診・歯科健診の実施・・・P12
- 5歳児相談会・・・P12
- インフルエンザワクチン予防接種助成事業(年少者)・・・P12
- おたふくかぜワクチン予防接種助成事業・・・P12
- 地域子育て支援センター事業・・・P13
- 一時預かり促進事業・・・P13
- ファミリーサポートセンター事業・・・P13
- 休日保育事業・・・P13
- 病児保育所「きつきず」「さくらんぼ」(病児病後児保育)・・・P14
- 子育て相談
- ひとり親家庭等への手当・医療費の助成等
- 障がいのあるお子さんへの手当・医療費の助成等
- 出産・子育て応援事業・・・P13



就園

4歳になった一郎は、幼稚園に通います。

- 幼稚園・保育園・子ども園
- 保育料の完全無償化・・・P13

入学

一郎が小学校に入学。
小中学校では、勉強にクラブにがんばります。

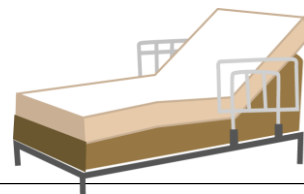
- 放課後児童健全育成事業・・・P13
- 市立中学校生徒遠距離通学費補助金・・・P14
- 杵築市立中学校通学用電動アシスト自転車購入費補助金・・・P14
- 郷土に学ぶ歴史文化巡検・・・P14
- 複式学級支援教員・少人数指導等支援教員の配置・・・P14
- 各種社会教育事業・・・P19～P20
- スクールサポートスタッフの配置・・・P14
- 小学校・中学校入学祝金支給事業・・・P13



親の介護

太郎の父が脳梗塞で倒れ、身体の自由がきかない状態に。

- 避難行動要支援者対策・・・P15
- 緊急通報システム推進事業・・・P15
- 介護用品支給事業・・・P15
- 老人介護手当支給事業・・・P15
- 在宅高齢者住宅改造助成事業・・・P16



親の死

太郎の父が帰らぬ人に。
米作りに勤しんだ力強い父でした。

- 死亡届
- 葬祭費の支給
- 年金の支給停止
- 医療保険証の返還
- 介護保険証の返還
- 農地・山林の相続届出



就農(就漁)

太郎は父の跡を継いで、農業に専念。
花子は採れた農産物を使って、近所の奥様方と直売所を始めました。

- 中小企業への振興資金の貸付・・・P7
- 中高年移住就農給付金事業・・・P7
- 近代化資金利子補給事業(漁業従事者)・・・P8
- 女性就農者確保対策事業・・・P8
- 杵築市ファーマーズスクール・・・P7
- 新規就農者負担軽減対策事業・・・P8
- 新規漁業就業者育成支援事業補助金事業・・・P8
- 新規漁業就業準備支援事業・・・P8

成人・就職

一郎は成人を迎え、就職活動中です。

- 求人情報の提供・・・P7
- 基本健診・がん検診・肝炎検査・・・P10
- 二十歳(はたち)のつどい開式式事業・・・P17

改築・空き家

太郎は、傷んだ家の改築をすることに。
また、両親が亡くなり、誰も住まなくなった家を空き家バンクに登録します。

- 空き家バンク制度・・・P5
- 空き家改修費等補助金・・・P5
- 木造住宅耐震化促進事業補助金・・・P5
- 子育て・三世帯同居世帯リフォーム支援事業補助金・・・P6
- 合併処理浄化槽設置補助金・・・P9
- 水洗トイレ等改造資金の融資斡旋と利子補給・・・P10
(下水道処理区域に限る)
- がけ地近接等危険住宅移転事業補助金・・・P6
- 危険ブロック塀等除却事業費補助金・・・P6



免許証の返納

太郎と花子は70歳になり、運転免許証を返納することにしました。

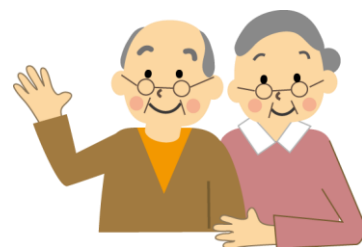
- コミュニティバス運行事業…P9
- 乗合タクシー事業…P9
- 交通安全の推進…P9
- 運転免許証返納者へバス回数券交付…P15



その後の生活

一郎も独立し、太郎と花子はささやかながら幸せな日々を過ごしています。2人は、まだまだ元気いっぱいです!

- ハザードマップの作成・公開…P9
- 防犯体制の強化…P9
- 地域生活支援事業…P10
- 障がい者手帳等取得助成金…P10
- 障がい者移動支援助成事業…P10
- 在宅重度障害者住宅改造成事業…P10
- スポーツ環境の整備・充実…P10
- 歯科検診…P11
- 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業(高齢者)…P15
- インフルエンザワクチン予防接種助成事業…P15
- 介護予防・日常生活支援総合事業…P15
- 高齢者生きがい対策事業…P16
- 各種社会教育事業…P17～18
- 消費生活相談…P9



- * 事業名の色分けは、「住む」環境整備(青)、「働く」環境整備(赤)、「暮らす」環境整備(黄)となっています。
- * 各ライフステージにおける事業の振り分けは、あくまで一例です。詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。
- * 登場する人物・設定は、すべて架空のものです。

(2) 事業の内容

※掲載内容については年度内に変更が生じる場合があります。
詳しくは担当課にお問合せください。

「住む」環境整備

	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
協働のまちづくり課	1 定住促進補助金	新規に住宅を建築・購入した方へ補助金を交付します。	(取得)市内在住者 :10万円 転入者(県内):15万円 移住者(県外):20万円 18歳未満の子どもがいる世帯 (取得)市内在住者 :15万円 転入者(県内):20万円 移住者(県外):30万円	・市内在住者 ・転入者・移住者 (杵築市に5年以上居住することを宣誓できる方)	移住者の方が空き家バンク登録物件(200万円以上)を購入した場合、最大100万円の購入費用の助成があります。改修費用との併用はできません。詳しくは担当課にお問い合わせください。
	2 空き家バンク制度	空き家を市で登録して、市内外からの居住希望者に売買・賃貸等の物件情報を提供します。	空き家バンク物件の情報提供	空き家バンクで居住用住宅を探す方	
	3 空き家改修費等補助金	空き家の改修費用や不要物の撤去費用を補助します。	(改修費用) 転居者(市内):限度額30万円 転入者(県内):限度額30万円 移住者(県外):限度額100万円 (不要物の撤去費用) 限度額10万円	空き家バンクに登録した空き家の所有者 または空き家の利用者	
建設課	4 公営住宅改修事業	市営住宅の改修を計画的に行い、快適な住環境を提供するものです。	住宅の提供	市営住宅の入居者	
	5 木造住宅耐震化促進事業補助金	木造住宅の耐震診断・耐震改修工事(地震に強い建物にするための補強工事)を行う際に、必要な費用の一部を補助します。	【耐震診断】 診断に要する費用の10分の10以内の額。ただし、下記に示す区分に応じた補助金額が限度額となります。 I 75,000円 平屋建てで、床面積が100㎡未満であるもの(平面形状に凹凸がない場合に限る) II 90,000円 床面積の合計が100㎡未満であるもので、Iに該当する以外のもの(精密診断法による診断に限る) III 95,000円 床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合(精密診断法による診断に限る) IV 110,000円 床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合(精密診断法による診断に限る) 【耐震改修工事】 耐震改修工事に要する経費の3分の2以内の額(限度額100万円) ※条件により限度額が120万円となる場合があります。	昭和56年5月31日以前に着工された3階建以下の在来工法や伝統的工法の木造住宅等 ※他にも要件があります。詳しくは担当課にお問合せ下さい。	

	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
建設課	6 子育て・三世帯同居世帯リフォーム支援事業補助金	市内の施工者が行う工事で、子育てのための改修工事、三世帯同居のための改修工事を行う住宅の所有者等に対し、リフォームに必要な費用の一部を補助します。	(子育て支援型) 補助対象工事費の20%以内の額(上限30万円) (三世帯同居支援型) 補助対象工事費の50%以内の額(上限75万円)	(子育て支援型)18歳未満の子どもがいる世帯で世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満の世帯等 (三世帯同居支援型)18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯等 (共通事項)世帯員全員が市民税を滞納していないこと等	※他にも要件があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。
	7 危険ブロック塀等除却事業補助金	地震等の発生におけるブロック塀等の倒壊による通行人等への被害の防止を図るとともに、避難経路を確保するため、危険なブロック塀等の一部または全部の解体撤去を行う所有者等に対し、必要な費用の一部を補助します。	【補助金額】補助対象ブロック塀等の解体撤去に要する費用の2分の1以内の額(限度額10万円)	【補助対象者】市内のブロック塀等の所有者または管理者で対象となるブロック塀等の一部または全部の解体撤去を行う者。 【対象となるブロック塀等】下記の全てに該当し、市が危険であると確認したもの。①コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀および門柱②道路に面するもの③道路に接している部分からの高さが1メートル以上あるもの。④地震の発生により倒壊のおそれがあり、通行人等に対し危険であるもの	※他にも要件があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。
	8 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	がけ地の崩壊等による危険から市民の生命の安全の確保を図るため、危険住宅の移転を行う危険住宅に居住する所有者等に対し、必要な費用の一部を補助します。	【危険住宅の除却等事業】 危険住宅の除却等に要する撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等。限度額975,000円。 【危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)及び改修等事業】 危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関等から借入れた場合、当該借入金利子(年利率8.5%を限度。)に相当する額の費用。建物:限度額325万円 土地:限度額96万円。	危険住宅＝アからウの区域に存する既存不適格住宅又はアからオの区域に存する住宅のうち地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅 ア建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 イ建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域 ウ土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき大分県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 エ土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込みのある区域 オ事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域	補助対象者は、移転事業完了後も引き続き市内の危険区域以外に居住する者に限ります。 ※他にも要件があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。



「働く」環境整備

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
商工観光課	1 求人情報の提供	本庁舎内の専用パソコンで求人情報を提供します。	・求人一覧表(週1回更新)の提供(パート・常用) ・専用パソコンでの情報検索・印刷		
	2 中小企業への振興資金の貸付 (中小企業振興資金 信用保証料補助金)	市内の中小企業者に対し、企業の合理化、設備の近代化等に必要事業資金や開業資金の貸付けを行います。 (その際の信用保証料を補助します。)	・貸付金額:1000万円以内 ・貸付期間:10年以内 ・信用保証料の補助率 経営合理化資金:全額 開業資金:1/2	(経営合理化資金) 市内に住所及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること等 (開業資金) 市内に住所を有し、市内において創業する予定の創業者であること等	
財産管理活用課	3 企業立地促進条例	製造業等の事業者に対して、設備投資の補助等を行います。	・設備投資額に対する補助 ・新規雇用者に対する補助 ・固定資産税に対する課税免除	(新設の場合) ・市と事業者との間で公害防止協定を締結していること ・新規雇用者5人以上であること ・設備投資額が5,000万円以上 ・過去3年間、公租公課の滞納がないこと (増設・移設の場合) ・公害を防止するための適切な措置を講じていること ・新規雇用者1人以上であること ・設備投資額が2,700万円以上 ・過去3年間、公租公課の滞納がないこと	
	4 コールセンター立地促進補助金	コールセンターの事業者に対して、新規雇用者数に応じた補助金等を交付します。	・新規雇用者に対する補助 ・土地・建物の賃借料に対する補助	(新設の場合) 新規雇用者10人以上であること (増設・移設の場合) 新規雇用者5人以上であること	
農林水産課	5 大分県親元就農給付金(県)	就農に強い意欲を有し、親元で就農する若い農業後継者に対し就農定着を支援します。	親元就農後、年間最大100万円、最長2年間を支給	・55歳未満 ・国の農業次世代人材投資資金を受給していないこと ・家族経営協定の締結 ・所得が250万円以上増加となる経営発展計画の認定 ・その他要件あり	
	6 杵築市ファーマーズスクール	就農コーチのもとで、就農に必要な技術や知識を身につけることができる研修機関です。 品目は、輪菊・トルコギキョウ・ホオズキ・ヤマジノギク・スイートピー・ハウスみかんがあります。	1年目:実地研修 2年目:模擬経営研修等 農業次世代人材投資事業(準備型)の研修機関として認定 生活費等は個人負担	・夫婦、親子、兄弟等で2名以上(どちらか1名は概ね50歳以下) ・研修中から杵築市内に住み、研修終了後に杵築市内で就農し、「JA生産部会」に加入すること。 ・面接、審査選考会までに5日間程度の短期研修を受けること。 ・その他要件あり。	
	7 新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	新規就農者や、50歳未満の独立・自営の就農者に対して資金を交付します。	年間最大150万円の給付(独立・自営就農者:最長3年間(所得制限あり) ※夫婦で就農する場合は、1.5倍	研修生、独立・自営の就農者(どちらも50歳未満)	就農継続が無い等の場合、給付金の返還が必要です。
8 新規就農者育成総合対策事業(経営発展支援事業)	次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。	経営開始資金を受給しない新規就農者は1,000万円まで。 上記の資金を受給する新規就農者は500万円まで支援します。 ※夫婦で就農する場合、上限は1.5倍	研修生、独立・自営の就農者(どちらも50歳未満)	就農継続が無い等の場合、給付金の返還が必要です。	
9 中高年移住就農給付金事業(県)	独立自営就農を目指す50歳～54歳の県外からの移住者に対し、研修期間中の生活費等を支援するための給付金を支給します。	右記の補助条件に該当する場合、100万円/年、最長2年(研修期間に限る)を支給	・県が認定した研修機関で研修 ・期間1年以上、年間1,200時間以上の研修を実施 ・研修終了後1年以内に独立自営就農 ・研修終了後1年以内に認定新規就農者かつ「農地プラン」の中心的担い手に位置付け ・転入1年以内に研修開始 ・その他要件あり		

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
農林水産課	10 近代化資金利子補給事業	漁業者等が資本装備の高度化や、その経営の近代化のために必要な資金の融通を受ける際に、利子補給を行います。	利子の補給(補給率1%以内) 条件として ①漁船建造・漁具購入他 ②償還期間20年以内(据置期間3年以内)	漁業を営む個人、法人	(予算の範囲内において)
	11 新規漁業就業者育成支援事業補助金事業	大分県青年漁業準備給付金事業実施要領に基づく研修又は国の長期研修制度に基づく漁業研修を修了し、漁業に就業した50歳未満の方に対し、新規に就業するための支援を行います。	(独立経営型) 対象者に150万円を支給(1名1回限り) (親元就業型) 対象者に100万円を支給(1名1回限り)	・大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づく研修又は国の長期研修制度に基づく漁業研修を終了して漁業に就業した方 ・杵築市に在住し、住民基本台帳に記録されている方 ・就業を開始する日の年齢が50歳未満の方 ・杵築地区漁業運営委員長の推薦を受けた方	
	12 新規漁業就業準備支援事業	大分県青年漁業準備給付金事業実施要領に基づく研修を修了した50歳未満の方に対し、研修に必要な費用を支給します。	対象者に75万円を支給(1名1回限り)	・大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づく研修を終了した方 ・杵築市に在住し、住民基本台帳に記録されている方 ・漁船漁業就労の意思がある方 ・就業を開始する日の年齢が50歳未満の方 ・杵築地区漁業運営委員長の推薦を受けた方	
	13 大分県畜産生産振興対策事業(肉用牛担い手確保総合対策事業)	①親元就農者が将来の基幹的経営体を目指し、生産規模の拡大を図るための畜舎や堆肥舎等の建設と併せて省力化機器の整備に要する経費に対し補助します。 ②独立就農者が将来の基幹的経営体を目指し、肉用牛経営を開始するための畜舎や堆肥舎の建設、改造と併せて省力化機器の整備に要する経費および繁殖雌牛の整備に要する経費に対し補助します。	① 2/3以内 ② 3/4以内(畜舎や堆肥舎の建設) 2/3以内(省力化機器の整備) 3/4以内(繁殖雌牛の整備) (育種価、種雄牛要件あり) ※①②とも上限があります。	認定農業者及び認定新規就農者であることに加え、年齢①45歳未満、②55歳未満であること。※他にも要件がありますので、担当課にお問い合わせください。	
	14 女性就農者確保対策事業(県)	女性を雇用する農業者に対し、女性用トイレ・更衣室等の設備や農業機械整備への助成をおこないます。	補助対象事業費上限150万円	(対象)認定新規就農者、農業法人、法人化を志向する農業者 (採択要件) ①実施翌年度までに女性を新規1名以上雇用 ②当該年度から3か年度以内に女性を1名以上の正規雇用または法人経営体で5人以上(個人経営体は2人以上)の臨時雇用 ③就労環境改善セミナーへの参加 (事業期間)令和3年4月～	
15 新規就農者負担軽減対策事業(県)	新規就農者所得安定対策補助金 ・就農1～2年目の所得(給付金除く)の補てん給付	園芸活性化協議会1/2 市:1/2 給付上限100万円	認定新規就農者	(事業期間) 令和3年4月～	

「暮らす」環境整備

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
協働のまちづくり課	1 コミュニティバス運行事業	市内を走る公共バスです。コースによって運行日等が異なります。	市内循環バス、杵築コース、山香コース、大田コースの4つのコースで運行		1乗車200円
	2 乗合タクシー事業	地区ごとにタクシーに乗り合い、通院や買い物等の移動手段として利用していただけます。	自宅と停留所(市が指定)をタクシーで移動(時間指定あり)	事前に市に登録申請した方	1乗車500円 ※杵築地域の一部のみ実施
総務課	3 ケーブルテレビ事業	市内全域でケーブルテレビの視聴やインターネットの利用ができます。(契約が必要)	・市の自主放送や専門チャンネルの提供 ・インターネットの利用(テレビとは別に契約が必要) ・その他、詳細はケーブルセンターへ		契約内容により利用料が異なります。
危機管理課	4 ハザードマップの作成・公開	地震による津波の浸水範囲や、大雨による洪水浸水範囲・土砂災害警戒区域等を示したハザードマップを市ウェブサイトから確認できます。	・津波ハザードマップ ・洪水・土砂ハザードマップ ・高潮ハザードマップ		
	5 防犯体制の強化	犯罪を未然に防ぐため、行政区に対し防犯灯設置費用を助成します。(平成24年度設置分よりLEDを採用)	(設置費の助成) (新設) 1基 22,000円 (修理) 1基 17,000円	行政区・住民自治協議会が対象	設置後の管理は行政区・住民自治協議会で行います。 新設については、要望調査を実施し、危険度の高い箇所から優先的に交付。
	6 交通安全の推進	交通事故を未然に防ぐため、交通安全設備を整備します。	カーブミラーやガードレール等の設置		要望調査を実施し、危険度の高い箇所から優先的に設置
市民生活課	7 合併処理浄化槽設置補助金	単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際に、設置費用の一部を補助します。	(補助の限度額) ・5人槽 532,000円 ・7人槽 614,000円 ・10人槽 748,000円	個人住宅 ※新築は対象外	下水道整備区域等は対象外
人権啓発・部落差別解消推進課	8 相談事業	自分自身の人権だけでなく、みんなの人権も尊重することで、住みよい地域の実現に向け、公平な立場で各種相談をお受けします。	生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、その内容により関係行政機関や施設等への連絡、紹介を行います。		
	9 女性の人権に関する相談事業	セクシュアルハラスメント、夫や恋人などからの暴力(DV)を受けている女性からの悩みや困りごとなどの相談をお受けします。	相談の内容に応じ、必要な支援が得られるように関係機関や施設の紹介を行います。		
商工観光課	10 消費生活相談(杵築市消費生活センター)	商工観光課内に消費生活相談窓口(消費生活センター)を設け、市民の皆様からの消費生活に関する苦情や相談をお受けし、解決のためのお手伝いをします。	窓口で対応困難な事案や専門窓口がある場合、相談者と一緒に内容を整理して適切な窓口を紹介しています。		

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
上下水道課	11 下水道の整備	生活環境の向上のため、下水道の整備を進めます。	・衛生面の向上 ・公共用水域の水質保全		(担当課へお問い合わせください。)
	12 水洗トイレ等改造資金の融資幹旋と利子補給	下水道処理区域において、汲み取り便所等の改造、または下水を排除する設備を設置しようとする方に融資の幹旋と利子補給を行います。(幹旋金融機関の指定があります。)	(融資幹旋) 10万円以上100万円以下 (利子補給) 36月以内の償還とする。利子補給率は100%	下水道処理区域内で建物の水洗化等を行う方(新築は該当しません。)	市税や受益者負担金等の滞納がないこと。連帯保証人1名必要。
福祉事務所	13 地域生活支援事業	障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようサポートする事業です。	・日常生活に必要な用具費の助成 ・デイサービス ・各種相談や支援 ・手話通訳派遣 ・自動車改造助成 等	障がいのある方(児を含む)で支援を希望する方	障がいの種別・程度により支援の内容・支給量が異なります。
	14 障がい者手帳等取得助成金	障がい者手帳(身体・療育・精神)や自立支援医療費受給者証(更生・育成・精神)の交付の際に、医師診断書及び添付写真が必要な場合に要する経費の一部を助成します。	・診断書作成に必要な診断書料及び文書料(3,000円を限度)や添付する写真代(1,200円を限度) ※上記併せて、1人につき1年度3,000円を限度とします。	申請日において、市内に居住する市町村民税非課税世帯の方 ※生活保護受給者は除きます。	手帳の交付、障害程度の変更または有効期限の更新の申請の日から6か月以内に申請してください。
	15 障がい者移動支援助成事業	障がい者手帳所持者に対し、市内のバス・タクシーの利用助成を行い、障がい者の社会参加や地域生活移行、就労促進を図るため交通費を助成します。	・利用助成券を交付(1冊1,000円で1月分。12月分を限度とする。) ・市指定交通事業所のバス・タクシー、市コミュニティバスが利用可能。 ※ただし、乗降場所のいずれかが市内の場合に限ります。	申請日において、市内に居住する方で、身体手帳1級、療育手帳A、精神手帳1～2級の各手帳所持者。 ※生活保護受給者は除きます。	申請日の属する月の翌月分から助成券を交付。使用期限は申請した年度の3月31日まで。
	16 在宅重度障害者住宅改造助成事業	在宅の重度心身障害者(児)またはその障がい者(児)と同居する者が、住宅設備をその障がい者(児)に適するように改造する経費を助成することにより、生活環境整備の促進を図り、もって障がい者(児)の福祉の増進に資する。	助成対象上限額 60万円(3分の2を助成。自己負担3分の1) ※60万円を超える部分は自己負担。60万円を超える場合は実費額の3分の2を助成します。 ※但し、生活保護世帯は自己負担免除	梓築市内に住所を有するものであって、住宅設備を改造する必要があり、かつ世帯の生計の中心者の前年度所得が200万円未満で、以下の要件を備える者。 1)身体障害者手帳1級2級 2)療育手証A(A1、A2) 3)精神保健福祉手帳1級 以上の手帳の交付を受けている者またはその同居する者。	
文化・スポーツ振興課	17 スポーツ環境の整備・充実	様々な年代の方が多種多様なスポーツを楽しめるよう、スポーツ環境の整備・充実を図ります。	施設設備の整備充実		
健康長寿あんしん課	18 20歳から39歳の健診(基本健診)	若い世代の方が健康に関心を持ち、生活習慣病を予防することができるよう健診を行います。	自己負担額2,000円を除いた額を助成	20歳～39歳 (年度末年齢)	
	19 がん検診	がんの早期発見のため、胃・肺・大腸・子宮・乳がんの検診を行います。	費用の8割程度を助成	・胃:40歳以上(以下、年度末年齢) ・肺:40歳以上 ・大腸:40歳以上 ・子宮:20歳以上 ・乳(マンモ):40歳以上(偶数年齢) ・乳(超音波):30歳～39歳	
	20 肝炎検査	特定健診(40歳以上の健診)にあわせて、肝炎ウイルス検査を行います。	検査費用の全額助成	・40歳 ・これまで肝炎検査を受けたことがない41歳以上 (年度末年齢)	

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
健康長寿あんしん課	21 歯科健診	歯周病の予防と早期発見のため、歯科医療機関で歯科健診を行います。	検査費用の全額助成	20歳～74歳 (年度末年齢)	
	22 特定健康診査・特定保健指導	生活習慣病予防のための健診や保健指導	年に1回、健診及び保健指導費用を全額助成	杵築市国民健康保険に加入している40歳から74歳の方(年度末年齢)	

※18～22の事業については、助成を受けられる健診(検診)実施機関に限られます。詳しくは担当課までお問い合わせください。



「暮らし」環境整備

子育て支援

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
市民生活課	1 市指定ごみ袋(オムツ処理用)の支給	赤ちゃんのオムツ処理のため、赤ちゃん1人につき1回、出生時または転入時に市指定のごみ袋を支給します。	もやすゴミ袋(1ロール大10枚入または小20枚入)を6ロール支給	1歳未満の赤ちゃんの保護者	福祉窓口で支給
福祉事務所子育て支援室	2 母子手帳・妊産婦健診等受診票の交付	妊婦さんに母子健康手帳とともに妊婦健康診査、産婦健康診査及び新生児聴覚検査受診票を交付し、健診及び検査費用を助成します。	(母子健康手帳) 子ども1人につき1冊 (妊婦健診受診票) 妊婦1人につき14回分と追加券A・B・C (産婦健診受診票) 産婦1人につき2回分 (新生児聴覚検査受診票) 子ども1人につき1回分	すべての妊産婦	令和4年4月から、産婦健康診査(2回分)の助成開始
	3 こんにちは赤ちゃん訪問事業	保健師がご自宅にお伺いすることにより、お母さんと赤ちゃんの健全な育成環境を確保するための事業です。	・赤ちゃんの発育発達状況の確認 ・お母さんの健康相談、育児相談等	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭(全戸)	訪問日はあらかじめ相談
	4 子育て教室の開催	参加を希望する子どもと保護者が月に1回集まり、情報交換や保健師による育児相談などを行います。	(0歳児対象) すくすく広場	0歳児とその保護者	
	5 乳幼児健診・歯科健診の実施	対象月齢の子どもの集団健診を実施します。	身長・体重測定、診察、育児相談、歯科健診、栄養相談など	・4・5か月児 ・1歳6・7か月児 ・2歳児(2歳半) ・3歳児(3歳半)	9～11か月児健診は、平成29年4月から受診券にて医療機関での個別健診。 2歳児健診は、歯科健診のみ
	6 5歳児相談会	発達障がい等の疑いを含む、就学前の不安や悩みを抱える保護者に対して、子どもへの関わり方などについて、主に5歳児を対象に相談会を行い、就学に向けて継続的に支援していきます。	保護者や保育者が共通理解のもとに、適切な支援ができる契機とします。	5歳児、6歳児	
	7 インフルエンザワクチン予防接種助成事業(年少者)	肺炎などの重症化予防や流行阻止につなげるため、1回目のインフルエンザワクチン接種費用の一部を助成します。	助成額 1,000円	生後6月～15歳(義務教育修了まで)	毎年10月1日～翌年2月末までの期間に接種したものが対象
	8 おたふくかぜワクチン予防接種助成事業	合併症などの予防のため、任意予防接種である「おたふくかぜ」のワクチン接種について、接種費用の一部を助成します。	助成額 2,000円	1歳以上4歳未満	
健康長寿あんしん課	9 風しんワクチン予防接種助成事業	生まれてくる赤ちゃんの先天性風しん症候群の予防のため、風しんワクチン接種費用の一部を助成します。	助成額 5,000円 (接種費用が5,000円に満たない場合は、接種費用を上限とする)	満18歳以上で下記に該当する方 ・妊娠を希望する女性及びその配偶者 ・妊婦の配偶者	

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
福祉事務所子育て支援室	10 保育料の完全無償化	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、世帯所得等にかかわらず、全年齢の保育料を無償化します。	令和5年4月から保育料を完全に無償化します。	杵築市に住民票があり、市内・市外の認可保育施設に通う子ども	※副食費は従来どおり保護者負担になります。
	11 子ども医療費助成事業	高校生等までの通院・入院に関する医療費を助成します。	(未就学児、小・中学生、高校生等) 通院費・入院費・調剤費の無料	生後～18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで	
	12 地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児不安に対する相談、子育てサークルへの支援、地域の保育に関する情報提供等を行います。	(拠点) ・浄願寺こども園 ・中央こども園 ・山香こども園	幼稚園・保育園に入所していない未就学児とその保護者	
	13 一時預かり促進事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育や保護者の疾病や介護による緊急的保育、保護者の育児に対する心理的・肉体的負担を解消するための保育を一時的に行います。(月14日以内)	(実施保育園) ・浄願寺こども園 ・山香こども園	未就学児	自己負担 ・半日800円 ・一日1,800円(うち昼食代200円)
	14 放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により家庭での児童の生活が困難な場合に、保護者に代わり放課後児童の生活指導や遊びの促進を行います。	すこやかクラブ、のびやかクラブ、風ん子ハウス、たけのこクラブ、大内児童クラブ、豊洋児童クラブ、くすのきクラブ、もりもりキッズ、トロクラブ、立石スターキッズ、東ムーミンクラブ、山浦ひまわりクラブ、めだかクラブ、中央こども園児童クラブ ※対象年齢、利用料は各放課後児童クラブで異なります。		
	15 ファミリーサポートセンター事業	幼稚園・保育園、放課後児童クラブ終了後など、子どもを保育することができない場合、子どものお迎えや預かりを行います。	研修を受けた民間の預かり会員による子どものお迎えや、預かり会員の自宅や所定の場所での預かり	小学生以下	利用料金 ・1時間500円 ・お迎えは距離に応じて実費を負担
	16 休日保育事業	日・祝日に仕事等で子どもを保育することができない場合、子どもの預かりを行います。	休日、所定の場所での預かり	小学生以下	利用料金 ・一日1,000円 ・半日 500円
	17 小学校・中学校入学祝金支給事業	小学校、中学校入学時に経済支援として、5万円分の市内で使える商品券を配布します。	(支給方法)申請後の支給となります。交付決定通知書が届いたのちに、市役所窓口で商品券をお受け取りください。	支給年度の4月1日時点で杵築市に住民票のある新小学1年生および新中学1年生を養育する保護者※ただし、転入者に限り、入学式当日までに住民票を移した場合は、支給の対象とします。	
18 出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体化して実施する事業。	①出産応援給付金:妊娠届出時の面談後に、妊婦1人当たり5万円給付 ②子育て応援給付金:こんにちは赤ちゃん訪問後に、赤ちゃん1人当たり5万円給付	令和4年4月以降に妊娠届出された方及び出産された方	他の自治体で国の出産・子育て応援給付金を支給された方は対象外です。	

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
教育総務課	19 杵築市立中学校通学用電動アシスト自転車購入費補助金	自宅から学校までの距離が片道6キロメートル以上あり、電動アシスト自転車を利用して通学する生徒に通学用電動アシスト自転車購入費補助金を交付します。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は70,000円のいずれか低い額に、中学校在学期間内における電動アシスト自転車による通学月数(申請月を含む。)を36月で除して得た使用月数の割合を乗じて得た額(当該年度において、杵築市立中学校生徒遠距離通学費補助金の交付を受けた者にあつては、その額から10,000円を減じた額)とします。	市立中学校生徒のうち、遠距離(自宅から学校までの距離が片道6km以上)から通学している生徒	
	20 市立中学校生徒遠距離通学費補助金	通学距離が6km以上の生徒に対して、通学費を助成します。	(バス通学) 定期券代の全額 (自転車通学・保護者による送迎) 年額1万円	市立中学校生徒のうち、遠距離(自宅から学校までの距離が片道6km以上)から通学している生徒	
学校教育課	21 郷土に学ぶ歴史文化巡検	スクールバス等を利用し、市内の文化遺産を訪ね、見聞活動を通して郷土についての知識を深め、郷土を愛する気持ちを育てる事業です。	教育環境の提供	中学校1年生	
	22 複式学級支援教員・少人数指導等支援教員の配置	小中学校において個に応じた指導・支援を行い、学習指導や生徒指導の機能の充実を図るものです。	・複式学級設置校に複式学級支援教員の配置 ・中学校数学科、英語科において、少人数指導等支援教員の配置	(複式) ・複式学級設置校(少人数) ・中学校	
	23 スクールサポートスタッフの配置	校内の消毒や清掃作業、印刷製本作業、授業準備や片付け等の教員補助業務を行うことで、学校の働き方改革を推進する事業です。	・市内小中学校に兼務をかけて8名のスクールサポートスタッフを配置	市内小・中学校	
山香病院	24 病児保育所「きつきつず」(病児病後児保育)	子どもが発熱・インフルエンザ・感染症等の病気になり保育園や小学校などに登園・登校ができず、保護者も仕事をしながらどうしても子どもを看ることができない場合、保護者に代わって、病児保育所で預かり、見守りを行います。また、小児科医師による回診も実施しており、子どもの体調を随時観察して、急変時にも当院小児科にて早急に対応することができます。	・月～金曜日 ・8時30分～18時 ・山香病院内 病児保育専用ルームにて	生後6ヶ月から 小学校6年生まで	利用料:1回1,500円(別途給食代300円が必要な場合あり)※その他条件あり
福祉事務所子育て支援室	25 病児保育所「さくらんぼ」(病児病後児保育)	子どもが病気になり保育園などで集団保育ができず、保護者も仕事をしながらどうしても子どもを看ることができない場合、保護者に代わって保育を提供します。	・月～土曜日 ・8時～18時 ・杵築中央病院内 病児保育専用ルームにて	生後6ヶ月から 小学校6年生まで	利用料:1回1,500円(別途診断料500円、給食代300円が必要な場合あり)



「暮らし」環境整備			高齢者支援			
担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考	
危機管理課	1 運転免許証返納者へバス回数券交付	運転免許証を返納した方へ、コミュニティバスまたは民間路線バス、どちらかの回数券を交付します。	(コミュニティバス) 1万円分 (民間路線バス) 1万円分	70歳以上の方が、返納後90日以内に申請した場合に限ります。		
健康長寿あんしん課	2 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業	高齢者の肺炎の重症化を予防する対策として、「高齢者肺炎球菌」のワクチン接種について、接種費用の一部を助成します。	自己負担額3,000円 それ以外を市が助成	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末年齢が満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方 ※ただし既に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外		
	3 インフルエンザワクチン予防接種助成事業(高齢者)	高齢者の発病、重症化を防止するため、1人につき1回まで、インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成します。	自己負担額1,000円 それ以外を市が助成	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方 	毎年10月1日～翌年1月31日までの期間に接種したものが対象	
医療介護連携課	4 介護予防・日常生活支援総合事業	日常生活において何らかの支援が必要な高齢者の方へ、通所型及び訪問型による各種支援サービスを実施します。	費用額の1割(一定以上所得者は2割または3割)を自己負担	65歳以上の高齢者(支援の必要性について地域包括支援センターのケアマネジャーがアセスメント等を行い対象者を把握)		
	5 緊急通報システム推進事業	ひとり暮らし高齢者が急病等により救助が必要な事態に至ったとき、緊急ボタンを押すことで、24時間体制のコールセンターを通じて近隣の支援者に通報するサービスです。	通報端末機器の無償貸与	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	電話回線使用料は自己負担	
	6 介護用品支給事業	寝たきり高齢者等を在宅で介護するときに必要な介護用品(紙オムツ等)の購入費を助成します。	助成上限額:年間10万円(概ね2ヶ月分を1回として給付券を交付)	要介護4・5の認定を受けた高齢者の介護者で市民税非課税世帯に属する方	その都度、申請が必要	
	7 老人介護手当支給事業	寝たきり高齢者等を在宅で介護している介護者に対して、介護手当を支給します。	支給額:月額5,000円	寝たきり高齢者や重度の認知症高齢者を在宅で介護している方(本市に1年以上住所を有する方)(1年以上介護サービスを利用していないこと)	9月、3月の2期に分けて支給	
福祉事務所	8 避難行動要支援者対策	災害が発生した時に、高齢者や障がい者等の特に配慮が必要な方の内、避難支援が必要となる方の支援体制を強化します。	災害時の支援体制の強化	災害が発生した場合に、自ら避難することが困難な方(高齢、障がい等)	市、社会福祉協議会、消防署、消防団、警察署、民生・児童委員等で情報を共有	

担当課	事業名	事業の概略	事業・助成の内容等	対象	備考
福祉事務所	9 在宅高齢者住宅改造助成事業	高齢者が引き続き在宅で暮らし続けるために必要な段差の解消、手すりの設置、トイレの改修等の住宅改造工事費用の一部を助成します。	助成上限額:40万円 (助成対象工事費の上限額:60万円)		市内に1年以上居住し、介護保険の要介護認定において要支援若しくは要介護と認定された在宅の高齢者のいる世帯または住宅改修が必要と認められる在宅の75歳以上の高齢者がいる世帯等で生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯
社会教育課	10 高年齢者生きがい対策事業 「高齢者教室」 【杵築中央公民館】	高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、また、交流を通じて相互の理解を深めることを目的に生活課題、教養、健康、郷土理解等の各種学習機会を提供します。	生涯学習環境の提供	杵築地域在住の60歳以上の方	
	11 「高齢者学級」 【山香中央公民館】	高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、また、交流を通じて相互の理解を深めることを目的に生活課題、教養、健康、郷土理解等の各種学習機会を提供します。	生活課題、教養、健康、郷土理解等の各種学習機会の提供	山香地域在住の60歳以上の方	
	12 「おおた生きがい塾」 【大田中央公民館】	高齢者の生きがいと知識の向上・交流を深めることを目的に、教養や健康についての講座や交流会を実施します。	生涯学習環境の提供	大田地域在住の60歳以上の方	
	13 高齢者子育て支援ボランティア講座 【山香中央公民館】	高齢者の生きがいの創出や社会参加を促進するため、人生経験を活かして、子どもの見守り、遊びの指導などができるように、子育て支援講座を実施します。心身ともに健康で、自身の生きがいをもてるような事業です。	生涯学習環境の提供	山香地域の高齢者 (老人クラブ経由で募集)	



「暮らし」環境整備

社会教育事業〔一般〕

担当課	事業名	事業の概略	募集時期	対象	備考
			実施時期		
社会教育課	1 人財バンク	幅広い分野における、専門的な知識、経験、技能等を持つ市民等に「人財」として登録してもらい、多様な生涯学習活動において、「人財」の持つ知識等を活用することにより、社会教育の振興と豊かな地域社会を構築します。	随時	次に掲げる要件をすべて満たす個人または団体 ①杵築市人財バンクの趣旨に賛同し、自らの知識、経験、技能等を地域社会で積極的に活かすことに意欲があること。 ②活動の拠点が杵築市内であること ③年間を通して杵築市内で活動が可能なこと。※他にも要件があります。詳しくは担当課にお問合せください。	
	1年間				
	2 城下町健康歩行ラリー事業	武家屋敷等のある城下町を親子・友達同士で歩いて競技することによりふれあいを深め、健康づくりや城下町きつきの素晴らしさを知ってもらうことを目的とした大会です。	9月中旬頃	小学生以上	
	10月下旬頃				
	3 二十歳(はたち)のつどい開式事業	社会との関わりや役割の認識、社会人としての自覚を深める契機となること、また、地域ぐるみで二十歳の若者を応援し杵築市に愛着を持つきっかけとなるよう二十歳のつどいを実施します。	11月～12月	4月2日から翌年4月1日の間に20歳になる方	
	1月				
	4 人権教育(啓発)事業	人権が「特別」なことだけでなく、「あたりまえ」のこととして守られる社会にしていくため、生涯の各期にわたり講座や研修会、講演会等を実施します。	随時	人権啓発・部落差別解消推進課と連携	
	1年間				
	5 山香神楽教室【山香中央公民館】	山香神楽保存会の方々への指導による、山香地域に昔から伝わる伝統芸能「山香神楽」を、子どもから大人まで学べる教室です。また地域のイベントに参加して練習の成果を披露します。	4月	子どもから一般成人	2回/月 (第2・第4水曜) ※変更あり
	1年間				
6 いきいき俳句教室【山香中央公民館】	俳句表現の基礎から応用までを、初心者にもわかりやすい実践形式で学べます。	随時	一般成人	1回/月 (第2木曜)	
5月～2月					
7 羊毛フェルト教室【山香中央公民館】	羊毛を専用の針を使って刺し固め、動物などの可愛い作品を作ります。	随時	一般成人	1回/月 (第3水曜)	
5月～2月					
8 食彩バラエティー教室【大田中央公民館】	6名の講師より、バラエティーに富んだメニューで食について学ぶことができる教室です。	随時	一般成人	10回/年 (第3木曜)	
5月～2月					
9 女性セミナー	中央女性講座【杵築中央公民館】	急速に変化する現代社会に対応するための知識や技術を身につけ、家庭生活を向上させることにより、『心のゆとり』をもって社会参加をすることで、地域の発展につながることを目的に実施します。	7月	杵築地域在住の成人女性	
8月～11月					
10 女性セミナー	女性スクール【山香中央公民館】	社会の進展に対する女性の役割を自覚し、自らの資質や能力を向上させるための学習の機会を提供し、女性の立場から住みよい地域づくりに参加するためのセミナーです。	6月	山香地域在住の方、あるいは山香地域で勤務されている女性	
8月～2月					

担当課	事業名		事業の概略	募集時期	対象	備考
				実施時期		
社会教育課	11	女性セミナー 女性リーダー講座 【大田中央公民館】	女性としての意識の高揚や地位、資質の向上あるいは各団体のリーダー育成や交流活動の場を提供することを目的に実施する事業です。	随時	大田地域内の女性団体会員	
				年3回		
	12	古典文学教室 【杵築市立図書館】	大学より講師を招き、日本文化遺産として今日まで語り継がれている古典の名著の中から1冊の本を選び、1年を通じて学習していきます。	5月		・1回/月 ・年会費2,000円(テキスト代別途)
				6月～3月		
13	読書講座 【杵築市立図書館】	さまざまな本について仲間と語り、感動を分かち合い、生きることについて学びます。杵築・東・八坂・溝井・豊洋の5地区で開催します。	5月		1回/月(八坂のみ奇数月)	
			6月～5月			
14	お母さん読書研究会 【杵築市立図書館】	小学校高学年から大人までが読んで楽しめる童話を書くための文章作法や表現方法を学びます。	5月	母親	1回/月	
			6月～5月			
文化・スポーツ振興課	15	総合型地域スポーツクラブ 【NPO法人虹】	誰もがそれぞれの体力、年齢、目的に応じていつでもどこでもいつまでもスポーツを楽しむ環境を整え、体力の向上や健康の維持、生きがいづくりをめざし、様々なスポーツ教室を実施します。	随時 1年間	※各教室で異なる	



「暮らし」環境整備			社会教育事業〔子ども〕			
担当課	事業名	事業の概略	募集時期	対象	備考	
			実施時期			
社会教育課	1	子ども科学体験事業 (発明クラブ)	青少年に科学的な興味、関心の場を提供し、創造性豊かな人間形成を図ることを目的に、工作活動・科学実験等を行います。	5月下旬 6月上旬～3月	小学校4～6年生	
	2	「地域協育力」向上事業① 山香未来塾 【山香中央公民館】	中学校3年生を対象にした学習支援です。(①学習習慣の確立、②基礎学力の定着(1・2年次の復習・受験対策講座)、③自己肯定感の向上の効果をねらった学習支援)を行います。	6月～7月	山香中学校3年生	
				8月～2月		
	3	「地域協育力」向上事業② 「きつきっ子グローバル塾」 【杵築中央公民館】	土曜日の子どもたちの生活と学習を支援し、子どもの健全育成と基礎学力の向上をめざすことを目的として行う事業です。	4月中旬	杵築地域の小学生 (4～6年生)	
				6月～2月		
	4	「地域協育力」向上事業② 「山香っ子グローバル塾」 【山香中央公民館】	子どもたちがより多くの世代の人たちと交流し、さまざまな体験を通して「生きる力」を養い、心身共に健全でたくましい「山香っ子」を育成することを目的として行う事業です。年13回の講座で、うち8回が補充学習、残りの5回が体験活動です。	5月	山香地域の小学生 (全学年対象)	
				6月～2月		
	5	「地域協育力」向上事業② 「おおたっ子グローバル塾」 【大田中央公民館】	心身ともに健全でたくましい大田っ子の育成を目的に、英語学習と併せて様々な体験活動(地域学習や自然体験等)を実施します。また、親子での参加も呼びかけ、親子の絆を深められる活動も実施します。	5月	大田地域の小学生 (全学年対象)	
6月～2月						
6	「地域協育力」向上事業③ 「きつき夏休み公民館学校」 【杵築中央公民館】	学校・家庭・地域が連携して、夏休み中の子どもの体験活動を支援し、異年齢の人・地域住民との交流をとおして、心豊かで健全な子どもの人間形成に努めます。	7月	杵築地域の小学生 (4～6年生)		
			8月			
7	「地域協育力」向上事業③ 「夏休み山香中央公民館学校」 【山香中央公民館】	放課後児童クラブと連携し、夏休み山香中央公民館学校を実施します。高齢者や女性団体、その他多くの方々にボランティアとして参加していただき、体験学習や世代間交流を取り入れています。	7月上旬	山香地域の5歳児・小学生 (全学年対象)		
			夏休み期間			
8	「地域協育力」向上事業③ 「おおたっ子夏休み公民館学校」 【大田中央公民館】	夏休みの長期休業中から新学期を迎えるにあたり、生活規則を正すとともに、子育て支援や地域の力を活用した地域の協育力向上を目的に、体験活動や世代間交流を実施します。	6月	大田地域の小学生 (全学年対象)		
			7月			

担当課	事業名	事業の概略	募集時期	対象	備考
			実施時期		
社会教育課	9 ジュニアリーダー育成事業 【杵築中央公民館】	未来を担う中高生のジュニアリーダーを育成します。イベント等でのボランティア活動の体験を重ねながら、やる気と責任感の強化等、リーダーとしての資質の向上を図ります。	随時	杵築地域の中・高校生(全学年対象)	
			通年		
	10 山香ジュニアリーダー育成事業 【山香中央公民館】	未来を担う中高生のジュニアリーダーを育成します。イベント等でのボランティア活動の体験を重ねながら、やる気と責任感の強化等、リーダーとしての資質の向上に努めます。	随時	山香地域の中・高校生(全学年対象)	
			通年		
	11 大田ジュニアリーダー育成事業 【大田中央公民館】	中・高校生を中心に、子どもたちや地域の方々との交流を通じて、自己教育力の向上を図り、大田地域のジュニアリーダーの養成及び資質の向上、リーダーの確保等を行い、自分の住んでいる地域を愛する子どもを育成します。	随時	大田地域の中・高校生(全学年対象)	
			通年		
12 八坂かっぱクラブ事業 【杵築中央公民館】	地域の多様な資源を活用した体験活動を通して、郷土の文化や歴史に対する理解を深め、豊かな心を養い、仲間づくりを進めることを目的に実施しています。	5月	八坂小学校の3～6年生		
		1年間			



人生まるごと応援プラン掲載事業 お問い合わせ先

協働のまちづくり課	0978-62-1814
建設課	0978-62-1811
商工観光課	0978-62-1808
財産管理活用課	0978-62-1803
農林水産課	0978-62-1809
危機管理課	0978-62-1802
市民生活課 (環境保全・ごみ収集等)	0978-62-1807
市民生活課 (戸籍・住民票等)	0978-62-1806
人権啓発・部落差別解消推進課	0978-62-4799
上下水道課	0978-62-2717
福祉事務所 (障がい福祉・高齢者福祉等)	0977-75-2405
福祉事務所子育て支援室	0977-75-2408
健康長寿あんしん課	0978-64-2540
医療介護連携課	0977-75-2404
教育総務課	0977-75-2410
学校教育課	0977-75-2411
社会教育課	0977-75-2413
文化・スポーツ振興課	0978-63-5558
山香病院	0977-75-1234
ケーブルテレビ	0978-64-0133

杵築市民憲章

杵築市は豊かな海守江湾、悠久の流れ八坂川、雲を誘う雲ヶ岳・横岳等の自然環境に恵まれ、歴史と伝統、文化、産業を育み、多彩な人材を輩出してきたまちです。私たちは、その先人たちの努力と知恵を受け継ぎ、さらなる発展を目指し、新しいまちづくりを進めることを誓い、ここに市民憲章「**いきいき**」を定めます。

い いひと・いい環境づくりに励み、
うるおいと活力のある
豊かなまちを築きます。

い きがいと希望にあふれ、
健康で明るく、安心・安全な
住みよいまちを築きます。

き ようどの自然を愛し、
海・緑・水を大切にし、
美しいまちを築きます。

つ ねに学び、歴史と伝統を継承し、
新しい文化を創造する
夢のもてるまちを築きます。

き んろうを尊び、スポーツ・芸術に
親しみ、いつまでも若さの
保てるまちを築きます。